

○東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付要綱

(令和4年8月23日告示第128号)

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者の商品やサービスの需要増加及び市内消費の活性化を図るために実施する地域消費活性化商品券（以下「商品券」という。）発行事業（以下「事業」という。）に係る経費に対して予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に店舗を有する法人又は個人事業主をいう。
- (2) 商品券 前条の目的を達成するため、市が一定の割増（以下「プレミアム分」という。）を付けて発行し、取扱店舗として登録した市内事業者が販売する商品券をいう。
- (3) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者として市が登録した者（以下「登録事業者」という。）とする。

- (1) 市内において特定取引を行う市内事業者
- (2) 愛媛県の要請する新型コロナウイルス感染症対策に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として実質的に経営に関与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 特定の宗教又は政治団体

(4) 公序良俗に反する営業を行う者

(5) その他市長が不相当と認める者

（商品券の販売等）

第 4 条 商品券の 1 枚当たりの額面は 500 円とし、登録事業者は商品券の購入希望者に対し、商品券 3 枚綴りを 1 セットとする 1,500 円の商品券を 1,000 円で販売するものとする。

2 商品券の購入上限数は 1 人当たり 5 セットとする。

（商品券の使用範囲等）

第 5 条 商品券は、登録事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期限は、令和 5 年 1 月 31 日までとする。

3 特定取引に使用された商品券の額面金額の合計が特定取引の対価を上回るときは、登録事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。

4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことはできない。

5 商品券は、次に掲げる物品又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産及び金融商品

(2) たばこ等の法律や条例により定価以外での販売が禁止されているもの

(3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(6) その他市長が不相当と認めるもの

6 販売後の商品券の再発行は、紛失、盗難又は棄損その他いかなる理由によっても行わない。

7 販売後の商品券に対する返金を行わない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、商品券1セット当たり500円のプレミアム分に相当する額とする。

2 前項の補助金の上限額は、1店舗当たり300,000円とする。

(補助金交付申請)

第7条 登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により登録事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた登録事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ東温市地域消費活性化商品券発行事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の20%以内の増減等の軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ東温市地域消費活性化商品券発行事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の実績について、補助事業完了の日から起算して30日以内(前条第2項の規定により補助事業の中止又は廃止の

承認を受けたときは、当該承認を受けた日から 30 日以内）又は令和 5 年 1 月 31 日のいずれか早い日までに、東温市地域消費活性化商品券発行业績実績報告書（様式第 5 号）（以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を東温市地域消費活性化商品券発行业績補助金額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、東温市地域消費活性化商品券発行业績補助金精算払請求書（様式第 7 号）（以下「精算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 14 条 市長は、前 2 条の規定にかかわらず補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができるものとする。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、東温市地域消費活性化商品券発行业績補助金概算払請求書（様式第 8 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補助金の返還等）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められるとき。

(雑則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 8 条の規定による交付決定を受けた事業については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業中止(廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金精算払請求書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金概算払請求書

[別紙参照]